

第5次地域福祉活動計画（5か年）の進捗状況と評価等

基本理念：「こころ」あふれる 支え合いのまち くるめ

A:目標に対して十分に達成できた B:概ね目標どおりに達成できた
C:目標に対して成果が不十分であった D:未実施

総合評価

本計画については、すでに2年間延長（～平成31年度まで）することが確認されており、基本理念をはじめ、今後も引き続き基本目標に沿って事業を展開しなければなりません。また、併せて、第5次計画策定後、登場した新たな理念や、それらに基づく、地域福祉を推進するための事業、取り組みを進める必要があります。

5つの基本目標については、A評価が2割、B評価は8割となっており、概ね目標通りの成果が得られましたが、その上で、平成29年度までの取り組みを振り返ると、様々な課題も見えてきます。

1 基本目標「心」 ～地域意識をつくる～

幅広く、市民全体へ向けた啓発の取り組みとして、市社協が行う広報紙の発行や、SNSの活用による情報発信と併せ、社会福祉大会やボランティアフェスティバルといった催事を通じて、福祉を基調とした地域での支え合いの意識啓発に努めました。

次代を担う児童、学生等を対象としては、ボランティア活動に出会う機会の提供や、学校等と協働して福祉教育推進の支援等行なってきました。

また、校区社協等と協働した小地域ネットワーク活動の活性化を進める学習活動の支援や、高齢者等の見守りを進めるカレンダー配布事業等に取り組みました。

学生等を対象とした体験講座や校区のボランティアスクールなどで、参加者数の横ばいや減少といった厳しい状況にあるものの、平成29年度になり、改善の兆候も見られています。ボランティアセンター職員の専従化や、校区社協等、地域福祉活動を支援するコーディネーターの充実強化の取り組みが改善の兆しにつながっていると思われます。

【 課 題 】

- 市民向けに市社協の事業や福祉活動、ボランティア活動等に関する情報発信の強化に努める。
 - ・引き続き、読みやすく、親しみやすい紙面とするため、読み手に優しい紙面構成、デザイン等の工夫が必要である。
 - ・職員ひとり一人が、速報性や双方向性といったSNSの特性を生かした活用に努める必要がある。
- 若年層の福祉活動への参加を促す取り組みの強化が必要である。
 - ・福祉協力指定校の普及拡大に努めるとともに、福祉協力指定が終了した学校等に対する支援の在り方について検討する必要がある。
 - ・学生等、若い世代を対象としたボランティア活動等への多様な参加プログラムが必要である。
- 校区社協等、地域コミュニティ組織と連携した学習、啓発活動の強化が必要である。
 - ・新たな地域福祉の課題、今後求められる活動、役割等についての学習機会の提供に努め、地域福祉活動の進展を促すことが必要である。

2 基本目標「実」～サービスをつくる～

ふれあい福祉相談員の研修に努め、併せて相談事例集を作成するなど、スキルアップを図り、相談しやすい環境づくりに努めました。

また、成年後見センター運営事業、法人後見事業など新たな事業も開始し「福祉の総合相談窓口」として充実強化を図りました。

評価に挙げた6事業すべてB評価となっていますが、日常生活自立支援事業、前述の成年後見センター運営事業、法人後見事業など、新たな事業に挑戦する中での評価であり、これらの取り組みについては市民への事業周知に努め、相談件数の増加にもつながっており、今後さらに相談窓口、体制の充実、強化につながるものと思われます。

【 課 題 】

- 各種相談事業の連携強化に努める。
 - ・市社協生活支援課と地域福祉課の連携による個別ケースの早期発見と解決に向け協働して対応する仕組みの検討が必要である。
 - ・地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター等、各種専門機関と連携した課題解決の仕組みづくりに引き続き必要である。
- 福祉の総合相談窓口の強化が必要である。
- 地域における福祉サービスの創造につながる働きかけが必要である。

3 基本目標「人」～地域で活躍する人材をつくる～

地域福祉活動の充実には、担い手たる人材の育成が重要であり、校区における地域福祉活動の推進を担う校区社協等への支援を進めてきました。

校区社協役員やふれあいの会を対象とした各種セミナーや研修会を実施し、地域福祉活動の担い手であるボランティアの育成支援や、そのリーダー研修など対象別、段階別のプログラムを準備し、それぞれの学習機会を設定し、人材育成を支援しました。

また、校区社会福祉協議会連合会への支援を通じ、校区社協間の交流機会や情報交流に努めました。地域担当コーディネーターの人員体制も増員、強化を図り、より決め細やかな地域支援が可能になってきましたが、より効果的に校区社協等支援の見直しが必要となり、巡回訪問研修など、未実施のままとなった事業もありました。

【 課 題 】

- 校区社協等、地域コミュニティ組織への効果的な支援の在り方について検討する。
 - ・校区社協、ふれあいの会等への学習機会の確保に努めるとともに、小地域ネットワーク活動の再構築、生活支援体制整備事業など、新たな取り組みの普及に資する学習プログラムの提供に努める。
 - ・地域担当コーディネーターによる校区社協等地域コミュニティ組織への効果的支援が必要である。
- 校区社会福祉協議会連合会と連携し、地域福祉活動の担い手育成が必要である。

4 基本目標「場」～活動の場をつくる～

主にふれあい訪問活動、ふれあい・いきいきサロン、食事サービスといった校区社協の活動への支援

が挙げられています。これら 3 事業、それぞれ B 評価としていますが、校区における見守りの訪問回数、ふれあい・いきいきサロンの設置数などは、年々増加の傾向を示しています。

また、平成 30 年度施行に向け、平成 29 年度にこれら事業の補助制度を大きく改定しており、今後、新たな支援の仕組みの普及を進めることで、一層、校区社協をはじめとする地域コミュニティ組織による地域福祉活動の推進を図る必要があります。

また、ボランティアセンターに専任の職員を配し、ボランティア連絡協議会への活動支援を強化したことにより、ボランティア連絡協議会が行う各種会議、企画等へ適切な支援を行い、ボランティア連絡協議会の組織改正、自律的運営につなげることができました。

【 課 題 】

- 校区社協に対する新たな支援制度の普及に努め、地域福祉活動の推進に努める。
 - ・ふれあいの会による高齢者等への訪問見守り活動や食事サービス、小地域ごとに設置されるふれあい・いきいきサロンの普及など、校区社協等が進める活動を引き続き支援する必要がある。
- ボランティア連絡協議会を支援し、併せて広く市民のボランティア活動参画を促す必要がある。

5 基本目標「和」～支え合いの仕組みをつくる～

校区社協等への働きかけを強化し、訪問により高齢者等を見守る、小地域ネットワーク活動の普及、強化を促し、さらには、地域福祉活動計画の校区版にあたる「校区福祉活動計画」の策定（見直し）を積極的に支援してきました。加えて、平成 28 年度からは、校区社協等、地域コミュニティ組織を中心に推進する取り組み「生活支援体制整備事業」が開始され、校区を圏域とした新たな支え合いの仕組みづくりが求められることとなりました。この事業では、支え合い推進会議の設置など概ね計画通りの進捗となっていますが、今後はさらにスピード感をもった事業の普及が求められています。

旧町圏域で組織されていた「地域社協」が校区社協に次々と移行したことから、改めて校区社協についての学習機会の提供や、校区ごとの「ふれあいの会」の組織化に向けた取り組みも必要となりました。

このような中、新たな校区社協での「ふれあいの会」組織化を進める中で、旧町圏域では、校区福祉活動計画の策定への支援が進まない結果となりました。

地域担当コーディネーターの増員など、体制強化を図るなか、校区社協、ふれあいの会、地区民生委員児童員協議会等の定例会への参加を積極的に進め、地域における個別課題の発見と解決に向けた支援に取り組みました。

解決に当たっては地域コミュニティ組織、地域包括支援センター等専門機関と連携し、平成 29 年度から新たに開始されたふくおかライフレスキュー事業等も活用する中で、個別課題の解決に取り組めるようになりました。

【 課 題 】

- 校区社協等が進める小地域ネットワーク活動の強化による、課題解決力の向上に努めます。併せて、地域担当コーディネーターによる個別支援活動により、地域の福祉課題の発見、共有化、解決に努める。
- 生活支援体制整備事業、ふくおかライフレスキュー事業等、新たな取り組みについてさらに周知、充実に取り組むことで地域の福祉課題の解決につなげることが必要である。